# 社会福祉法人　清涼会　定款

## 第一章　総則

（目的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）保育所の経営

（ロ）老人デイサービス事業の経営

（ハ）地域子育て支援拠点事業の経営

（二）老人短期入所事業の経営

（ホ）幼保連携型認定こども園の経営

（ヘ）一時預かり事業の経営

（ト）病児保育事業の経営

（名称）

第二条　この法人は、社会福祉法人　清涼会という。

（経営の原則等）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第四条　この法人の事務所を愛知県名古屋市中川区五女子町４丁目３２番地１に置く。

２　前項の他、従たる事務所を愛知県名古屋市南区明治１丁目６番９号に置く。

## 第二章　評議員

（評議員の定数）

第五条　この法人に評議員７名を置く。

２　欠員が生じた場合に備え、あらかじめ補欠の評議員を選任しておくことができる。

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、職員２名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名が出席し、かつ、外部委員の１名が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第七条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第八条　評議員に対して、各年度の総額が２０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第三章　評議員会

（構成）

第九条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

２　評議員会に議長を置く。

３　評議員会の都度、出席した評議員の互選により議長を選出する。

４　議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

（権限）

第一〇条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第一一条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三カ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第一二条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第一三条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３　評議員会の決議が可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
５　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第一四条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印又は署名する。

## 第四章　役員及び職員

（役員の定数）

第一五条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名以上

（２）監事　２名

２　理事のうち一名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうちから常務理事を置くことができる。

４　前項の常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第２項第２号の業務執行理事とする。

５　欠員が生じた場合に備えて、あらかじめ補欠の理事及び監事を選任しておくことができる。

（役員の選任）

第一六条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第一九条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとすることができる。

３　理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第二〇条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第二一条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第二二条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

（責任の免除）

第二三条　理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第二四条　理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金１０万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

## 第五章　理事会

（構成）

第二五条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

２　理事会に議長を置く。

３　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

４　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長を

選出する。
５　議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

（権限）
第二六条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第二七条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第二八条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　理事会の決議が可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　第１項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第二九条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

## 第六章　資産及び会計

（資産の区分）
第三〇条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）名古屋市中川区五女子町四丁目３２番１所在の「認定こども園清涼保育園、清涼園デイサービスセンター」敷地１筆（４５６．００平方メートル）
（２）名古屋市中川区五女子町四丁目３２番地１、名古屋市中川区八熊町字下脇１１９番地、１２１番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建「認定こども園清涼保育園、清涼園デイサービスセンター」園舎１棟（６７３．４０平方メートル）
（３）名古屋市緑区東神の倉三丁目１８０３番（１６５．００平方メートル）
同　　１８０６番（４３２．０７平方メートル）
同　　１８０７番（　９２．４０平方メートル）

同　　１８０８番（　６０．１９平方メートル）
同　　１８０９番（　７８．１７平方メートル）
同　　１８１０番（　８６．０８平方メートル）
同　　１８１１番（　８６．０９平方メートル）
同　　１８１２番（　５５．８８平方メートル）
同　　１８１３番　（　５５．８８平方メートル）

所在の「認定こども園神の倉清涼保育園」敷地９筆（計１，１１１．７６平方メートル）

（４）名古屋市緑区東神の倉三丁目１８１０番地、１８０３番地、１８０６番地、１８０７番地、１８０８番地、１８０９番地、１８１１番地、１８１２番地、１８１３番地所在の鉄筋コンクリート造アルミニューム亜鉛メッキ鋼板葺２階建「認定こども園神の倉清涼保育園」園舎１棟（６７７．６５平方メートル）

（５）名古屋市緑区東神の倉三丁目１８０１番地所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建「認定こども園神の倉清涼保育園」園舎１棟（２１０．６３平方メートル）

（６）名古屋市中川区五女子町四丁目４０番所在の「認定こども園清涼保育園、清涼園デイサービスセンター」敷地１筆（１４８．００平方メートル）

（７）名古屋市中川区五女子町四丁目４１番所在の「認定こども園清涼保育園、清涼園デイサービスセンター」敷地１筆（３５７．００平方メートル）

（８）東海市加木屋町冬至池４番１５所在の特別養護老人ホーム「東海清涼苑」敷地１筆（５，７２６．５５平方メートル）

（９）名古屋市南区明治一丁目６０９番１所在の特別養護老人ホーム「内田橋清涼苑」敷地１筆（１，２３７．６０平方メートル）

（１０）東海市加木屋町冬至池４番地１５所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建特別養護老人ホーム「東海清涼苑」建物１棟（４，７３５．３８平方メートル）

（１１）名古屋市南区明治一丁目６０９番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根７階建特別養護老人ホーム「内田橋清涼苑」建物１棟（４，７２７．０９平方メートル）

（１２）名古屋市中川区五女子町四丁目４２番所在の「認定こども園清涼保育園」敷地１筆（１６１．８５平方メートル）

（１３）名古屋市名東区植園町三丁目２４番所在の「植園清涼保育園」敷地１筆（４１６．６２平方メートル）

（１４）名古屋市名東区植園町三丁目２５番所在の「植園清涼保育園」敷地１筆（３８０．７２平方メートル）

（１５）名古屋市名東区植園町三丁目２６番所在の「植園清涼保育園」敷地１筆（１９８．６７平方メートル）

（１６）名古屋市名東区植園町三丁目２５番地、２４番地、２６番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき２階建「植園清涼保育園」園舎１棟（６７２．７８平方メートル）

（１７）刈谷市高須町山ノ神５８番地、５７番地、５９番地、６０番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建「依佐美清涼保育園」園舎１棟（１，３０９．１６平方メートル）

（１８）名古屋市緑区鳴子町一丁目７番地２所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき２階建「鳴

子清凉保育園」園舎１棟（９２８．７３平方メートル）

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第三一条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、名古屋市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、名古屋市長の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（３）社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を名古屋市長に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく名古屋市長に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三二条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三三条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三四条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第三五条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第三六条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第三七条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第七章　解散

（解散）
第三八条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第三九条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第八章　定款の変更

（定款の変更）

第四〇条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、名古屋市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を名古屋市長に届け出なければならない。

## 第九章　公告の方法その他

（公告の方法）

第四一条　この法人の公告は、社会福祉法人清涼会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四二条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

| | |
|---|---|
| 理事長 | 本　多　美紀子 |
| 理　事 | 本　多　顕　義 |
| 理　事 | 青　山　澄　江 |
| 理　事 | 木　村　　昇 |
| 理　事 | 鬼　頭　美恵子 |
| 理　事 | 中　村　和久子 |
| 監　事 | 鈴　村　友　子 |
| 監　事 | 守　谷　　昇 |

この定款は平成　９年　４月２５日より施行する。
この定款は平成１９年１０月３０日より施行する。
この定款は平成２４年　５月　７日より施行する。
この定款は平成２５年１２月２６日より施行する。
この定款は平成２５年　３月　１日より施行する。
この定款は平成２５年　７月３０日より施行する。
この定款は平成２７年　７月２３日より施行する。
この定款は平成２８年　７月２８日より施行する。
この定款は平成２９年　４月　１日より施行する。
この定款は平成３０年１０月　２日より施行する。
この定款は令和　３年　９月２９日より施行する。
この定款は令和　８年　９月　１日より施行する。